

北東アジアの公益法律事務所

東京弁護士会会員・国際室幹事

大川 秀史 ● Okawa, Hidefumi

1 韓国の公益弁護士グループの法律事務所

「共感」(<http://www.kpil.org/>)は、2004年1月に設立された。現在、専門領域を有する9名の弁護士を擁するほか、常時、多数の研修生を受け入れている。この事務所の最大の特徴は、依頼人からの着手金や報酬金によらず、法人や市民の寄付で構成された「美しい財団」からの拠出金を活動財源としていることである(韓国の総人口は約4900万人、弁護士総数は約8300人)。

「共感」は、法教育・NGO支援・公益活動プログラムの開発等に加え、多数の公益訴訟に取り組んできた。主な事件である視覚障害者のホーム転落事故での損害賠償請求訴訟、障害児童保険加入拒否に対する損害賠償請求訴訟、議員定数不均衡訴訟、内部告発者不当解雇訴訟などのほか、韓国史上初の難民認定も勝ち取っている。

更に同事務所は、事件活動を越えて、法制度改革作業にまで関与することが特徴的である。例えば、多数の死者を出した2007年2月の全羅南道麗水での入管収容施設失火事件をうけて、失火原因の調査や防火設備の不備の指摘を行い、政府に対して解決策の提言を行うと共に、その実施の監督まで行った。また、韓国国内で国際結婚に名を借りた人身売買が横行した際は、韓国政府に対して「ブローカー規制法」を提言し、

2008年にその制定を実現させている。このほか、発達障害をもつ者を保護するための特別法の草案起草も行い、監護規定の制定を果たしている。

2007年4月に関東弁護士会連合会一行が同事務所を訪問したほか、2008年末より難民・移民問題などで来日を重ね、難民支援協会やアムネスティ・インターナショナル日本、APFS労働組合などと交流している。弁護士法人岡山パブリック法律事務所に対しても、多数の研修生を派遣してきた。

2 台湾の財団法人法律扶助基金会

(<http://www.laf.org.tw/tw/index.php>)は、2004年7月、台湾司法院により設立された。同年に制定された「法律扶助法」に基づき、「経済的に立場の弱い、情報量の足りない、または都市から離れた地域に在住している方に法律援助を提供する」という理念を国家制度化したものである。同法に基づき、100億台湾ドル(約290億円)相当の基金が設置され、司法院が毎年の予算を編成して補助金を拠出している。

同基金会は台湾各県・市に計20の支部を設け、合計205名の職員ほか、支部に9名の「専職弁護士」(常勤のスタッフ弁護士)を配置し、また事件配転を受けるジュディケアの扶助弁護士も2729名を数える(台湾の総人口は約2300万人、弁護士総数は約1万人)。

同基金会は、事件内容に明らかに理由がないといえない場合、あるいは社会救助法所定の低收入・低資産世帯であれば、弁護士報酬を含む



「共感」の弁護士たち



台湾法律扶助基金会の古登美会長

費用の全部または一部を負担する。例えば2008年は、1万7650件が扶助決定され、合法的に滞在する外国人をも扶助の対象としている。

また、社会改革運動も推進しており、2006年に台湾で多重債務問題が発生した際に「消費者債務清理条例」を提唱して成立させたほか、2007年には、警察官・公務員の汚職等の調査局の調査員が逮捕された際、台湾で初めて、被疑者取調べにおける弁護士立会も実現した。このほか、死刑囚への法律援助、ハンセン病患者や石油化学工場による環境汚染被害者らの国家賠償訴訟、外資企業における労災被害者の賠償請求等も行っている。

日本との交流も盛んであり、日本司法支援センターをはじめ、全国クレジット・サラ金問題対策協議会、じん肺アスベスト弁護団、首都圏青年ユニオン、熊本ハンセン病国賠訴訟弁護団等とも往来してきた。2007年には弁護士法人東京パブリック法律事務所と経験交流会をもち、2009年には職員研修制度を導入して日本の法律扶助団体での実習を計画している。

3 中国の武漢大学社会弱者権利保護センター (<http://www.cprdc.org/web/>) は、1992年に武漢大学法学部によって設立された。以後、同センターは中国初の法律扶助団体として中国全土の事案を取り扱い、2002年には独立した法律援助機構として政府に登録された。2003年に中国で国家予算による法律援助制度が導入された後も、なお年間3000件程度の相談が持ち込まれている(中国の総人口は約13億1000万人、弁護士総数は約14万人)。

同センターは財源として、フォード財団より年間5万米ドル(約500万円)の拠出を受ける。

中国では「公民代理」の制度の下、弁護士資格がない者であっても訴訟代理が可能であるため、同センターでは現在、2名の常勤弁護士のほか、武漢大学法学部の教授や大学院生らが無報酬で



武漢大学社会弱者権利保護センター

弁護活動を行っている。

同センターでは、女性・未成年者・障害者・労働者・環境汚染被害者らの救済活動に加え、特筆すべきこととして、近時、行政機関を相手取った訴訟にも尽力していることがある。例えば、鉄道駅での警察官による身分証不当呈示要求に対し、身分証明書法所定の手続や要件を満たさなかったとして、所属弁護士自ら本人訴訟を提起し、最後は謝罪を勝ち取った。また2008年には、政府情報公開条例に基づき、オートバイ購入者の代理人として湖北省政府を相手取り、購入者の納税義務の根拠や税務当局の組織・機構の開示を請求、認容判決を得ている。これは中国初の情報公開請求訴訟となり、同年の中国全土の著名判決の一つにも数えられている。

2008年、日本のNGOヒューマンライツ・ナウの招きで関係者が来日、北海道大学法科大学院を訪問したほか、青法協北海道支部主催の北見出張法律相談会にも同行した。

4 現在これら3事務所と、JICAカンボジアご赴任中の神木篤会員、JFCネットワークの在フィリピン事務所、そして日本各地の都市型公設事務所関係者有志らで、情報交換や相互訪問を行っている。

国やおかれている状況は違っても、弁護士としての志や日常業務に変わりはない。これら事務所はいずれも、手を携えて国際人権活動を行う仲間を求めている。ご関心のある会員におかれては、適宜、連絡を取られたい。